



鳥取県公報

令和6年9月13日（金）
第9628号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（528）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定（529）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 2
- 指定居宅サービス事業の廃止の届出（530）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 2
- 指定介護予防サービス事業の廃止の届出（531）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町203	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	訪問看護、居宅療養管理指導	令和6年3月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町203	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	令和6年3月31日

鳥取県告示第529号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月13日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社BB3	倉吉市湊町569-5	スイッチーズ3 come	倉吉市広栄町889-9	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和6年9月12日

鳥取県告示第530号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月13日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ウィーズ中国	いな薬局	西伯郡大山町富長749-3	令和6年8月29日	令和6年9月30日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第531号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月13日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ウィ ーズ中国	いな薬局	西伯郡大山町富長 749-3	令和6年8月 29日	令和6年9月 30日	介護予防居宅療養 管理指導

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年9月13日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和6年10月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具